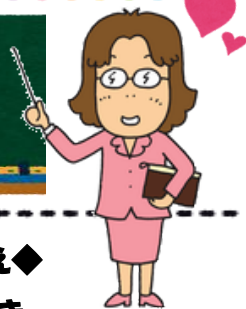


❁ 今回は、知っているようで、意外と知らない??
 お金に関する「こどもクイズ」をお届けします。
 みんなは、お金のこと、どのくらい知っているかな?

1かい3もん。
 さいてんは岡根先生に
 おまかせ!



◇もんだい1◇

けいやくは、いつ始まる?

- ①書類に名前をを書いてハンコをおしたとき
- ②ものとお金をやりとりしたとき
- ③口で約束したとき

けいやくをかわすと、書類に名前をかいだり、ハンコをおしたりしますが、このようになってつづきは始まる前に、おたがいに口で約束したときに、すでにけいやくは始まっています。

◆もんだい1のこたえ◆

③ 口で約束したとき

◇もんだい2◇

家にものを売りにきた人から買ったものは、返せる?それとも返せない?

- ①返せるが、お金は半分しか返してもらえない
- ②返せない
- ③返せるし、お金も返してもらえる

家にものを売りにきた人から買ったものについては、決められた日まではものを返し、お金も全額返してもらえます。これをクーリング・オフといいます。

◆もんだい2のこたえ◆

③ 返せるし、お金も返してもらえる

条件によってはクーリング・オフできない場合があります。ご相談はお近くの消費生活センターへ!

◇もんだい3!チャレンジ!!◇

ものの値段が下がっていくことを何という?

- ①デフレーション
- ②インフレーション
- ③スタグフレーション

インフレーションは、ものの値段、つまり物価が上がっていくことをいいます。

スタグフレーションは、景気が悪い時にインフレーションになることをいいます。

◆もんだい3のこたえ◆

① デフレーション



4月号もお楽しみに♪♪



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆新生活！若者を狙う もうけ話に注意
- ◆新生活が狙われる？引越直後の訪問販売トラブル
- ◆高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（金融広報委員会）



2022年4月から「18歳で大人」に！

未成年者が、親権者等の同意を得ずになされた契約は原則として、取り消すことができますが、大人になると、この「未成年者取消権」が行使できなくなります。

新生活！若者を狙う もうけ話に注意

相談事例

SNSで知り合った人から、もうかる話があると誘われてカフェで投資ソフトについての説明を聞いた。その後、会社の社長の自宅マンションに呼ばれ、「価格は240万円だが半額にする。その内の60万円はすぐに支払ってほしい」と言われた。「お金がない」と断ったが、消費者金融で借りればいいと言われ、指示どおり会社員と身分を偽ってお金を借りた。人を勧誘すれば8万円もらえると聞いていたが、説明とは異なり簡単にはもうからない。

★アドバイス★

- 身近な友人や先輩、SNS等で知り合った人に、マルチ取引やもうけ話の勧誘をされることもあります。また、自分自身も友人を勧誘する側になり、人間関係を壊したり、金銭トラブルに陥ったりすることもあるため、特に注意が必要です。
- 友人から勧誘され断りにくいと思っても、「お金がない」という断り方はやめ、望まない契約は勇気を出して「いりません」「やめます」ときっぱり断りましょう。
- ウソをついて借金することは絶対にやめましょう。



消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



新生活が狙われる？引越直後の訪問販売トラブル

相談事例1

引越当日に事業者が換気扇フィルターの勧誘に訪れた。管理会社と関連があるような話で「居住者はみんな契約している」と説明された。全室が購入しているなら仕方ないと思い約3万円を現金で支払い、2年分のフィルターを受け取った。後日管理会社に確認したらウソだった。

相談事例2

引越当日に「管理会社から紹介された」と言って事業者が訪問してきたので、事業者の言葉を信じて現金約6万円を支払い、水回りの防かび工事を契約した。後日管理会社に確認したら、紹介などしていないと言われた。

★アドバイス★

● その場ですぐに契約せず、管理会社に確認しましょう。

新居に引越した直後は荷解きや手続きなどで忙しく、また新しい生活に不慣れな時期でもあるため、いつもより冷静な判断ができなくなりがちです。突然訪問を受け、「管理会社から紹介された」「周りはみんな契約をしている」などと勧誘されても、事業者の話だけを信じてすぐに契約せずに、必ず管理会社などに確認しましょう。

● 訪問販売で契約した場合、クーリング・オフができます。

事業者から訪問を受けて契約した場合、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフ（無条件での契約解除）をすることができます。なお、クーリング・オフ期間内に工事が行われたとしても、クーリング・オフをした場合は、無償で元どおりに戻すよう求めることができます。

消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）
仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 平日 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！

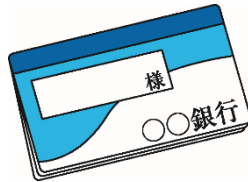
必要のない住宅リフォームなどを契約させる点検商法や、宝石などを安値で買い取っていく訪問購入など、高齢者の消費者トラブルについての相談が依然として多く寄せられています。

悪質業者は、高齢者の3つの大きな不安（3K）「健康」「お金」「孤独」につけ込み、大切な財産を狙ってきます。

トラブルや被害を防ぐためには、家族やホームヘルパーなど、周囲の方の協力が不可欠です。高齢者の見守りは、変化に「気づき」、「声かけ」をし、「相談窓口につなぐ」ことが重要です。



健康の不安



お金の不安



孤独への不安

1. 見守りから相談までの流れ

(1) 気づき

「あれ…？」



- ・不審な契約書や請求書、見慣れないカタログやパンフレットなどがいないか。
 - ・新品のふとんや健康食品など、同じような商品が大量にないか。
 - ・電話口で困ってないか。
- など…

(2) 声かけ

上から目線や問い詰め口調はNGです。寄り添う気持ちで声掛けしましょう。



「何か困っていませんか？」
「その会社、信用できるか一緒に調べてみない？」
「心配だから私にも教えて」など

(3) 相談窓口につなぐ

地域の消費生活相談窓口**に相談しましょう**。家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどを通して相談することもできます。



「相談してみませんか？」



2. トラブルを防止するための日頃の備え

- (1) 地域の見守り活動や、成年後見制度の利用も検討しましょう。
- (2) 留守番電話、通話録音装置などの防犯機能が付いた電話機を利用する方法もあります。
- (3) 認知症などの症状がみられる場合は、早めに医療機関を受診しましょう。



高齢者の消費者トラブルを防ぐのは、家族や地域の皆様の見守りです！



©宮城県・旭プロダクション